＜埼玉県＞高校生への修学支援（公立）

埼玉県の状況

【公立】
・学校数
国立　1校、県立　139校、市立　8校

・生徒人数（就学支援金対象者数）(H28)
県立 115,352人　市立 6,785人

【公立・私立】
・高校等入学者の国公私率(H28.3)
国公立 64．6%、私立 35．4%

・中学生の高校等進学率(H28.3)
99．0%

高校への進学率（公立・私立）

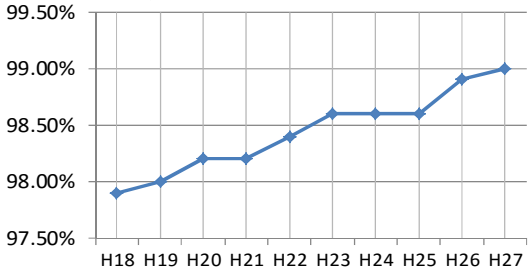

中学校等卒業者の進路状況調査（H27）から

経済的理由による中途退学者（県立）

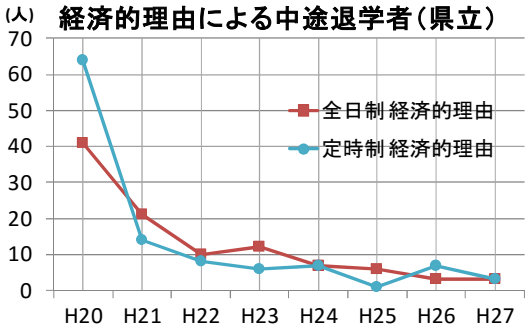

問題行動調査（H27）から

埼玉県における修学支援

【就学支援金】（データはH28）

対　　象 122,137人 → 認定 104,426人
認定率　85.5%
支給額　116億2,743万円

認定者数推移

	H26		H27		H28
認定者	36,004人	→	70,436人	→	104,426人
認定率	84.4%		84.8%		85.5%
支給額	39.6億円		78.1億円		116.3億円

【奨学のための給付金】（データはH28）

認　　定　14,262人
支給額　10億9,647万円

認定者数推移

	H26		H27		H28
認定者	5,141人	→	9,276人	→	14,262人
認定率	12.9%		12.0%		12.4%
支給額	3.5億円		6.1億円		11.0億円

【埼玉県高等学校等奨学金】(公立・私立)

品行方正で、学習意欲があり、経済的理由により修学困難な国公私立高校生等に対し、金融機関と連携し、無利子で貸与。
連帯保証人不要、金融機関が債権管理を行う方式、貸与上限額が全国トップレベルなどが特徴。

貸与者数推移

	H26		H27		H28
貸与者	5,659人	→	5,644人	→	5,407人
貸与額	24.6億円		24.3億円		23.2億円

課題と今後の支援の在り方

【就学支援金】

・支給月数制限
（36月、定時制・通信制は48月）
原級留置や全日制から定時制への転校では、卒業まで就学支援金が受けられない場合がある
→支給制限の撤廃

・受給資格要件
課税証明書により要件を審査するため、家計が急変してもすぐに就学支援金が受けられない
→家計急変への柔軟な対応

【奨学のための給付金】

・国庫負担1／3
残り2／3は地財措置（交付税措置）
→国庫負担の拡充

・第1子と第2子の支給の差
全日制・定時制の非課税世帯は、第2子の支給額が129,700円に対して、第1子は75,800円
→第1子・第2子の差の解消

〈埼玉県〉高校生に対する県独自の修学支援（私立）

埼玉県父母負担軽減事業補助

※平成29年度（全日制）

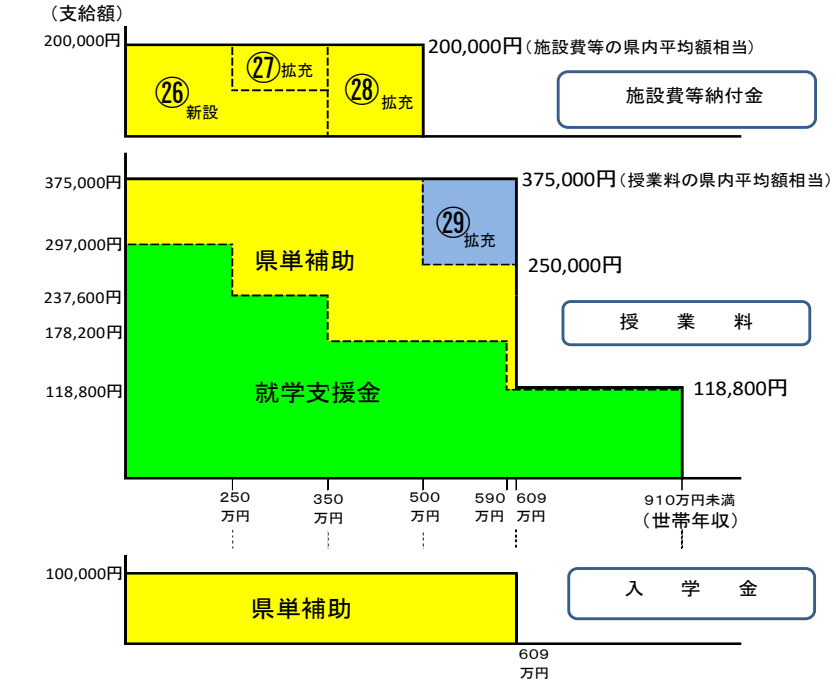

●H26　年収約350万円未満世帯まで施設費等納付金補助制度を新設
●H27　年収約350万円未満世帯までの施設費等納付金補助額を一部拡充
●H28　施設費等納付金の補助対象を年収約500万円未満世帯まで拡充
●H29　平均授業料額の補助対象を年収約609万円未満世帯まで拡充
（年収約609万円未満世帯までの授業料実質無償化を実現）

【その他】
●年収約609万円未満世帯まで入学金10万円を補助
●家計急変、生活保護世帯は授業料全額を補助

経済的な状況に左右されず、多様な私立高校を選択できる環境を整備

就学支援金及び県独自補助の効果

平成22年の就学支援金導入と県独自補助の拡充により、県内私立高等学校については定員充足率の増加、経済的理由による退学者数の減少等、一定の効果が得られている。

	H21	H23	H25	H27	H28
学校数	47	48	48	48	48
入学者数	17,442	17,365	18,362	18,833	18,967
充足率	0.95	0.99	1.00	1.04	1.05
退学者数（経済的理由）	9	5	5	0	－

（※埼玉県内の全日制高校の状況）

今後の課題

1　就学支援金の更なる充実

・　厳しい財政状況の中、県独自補助による上乗せは限界にきているため、就学支援金の増額によるベース部分の底上げが必要

2　扶養親族人数等に応じたきめ細かな支給基準の設定

・　多子世帯の補助を手厚くする等、少子化対策にもつながる仕組の検討が必要

3　生徒や父母への修学支援制度の広報等の充実

・　就学支援金や県の上乗せ補助に貴重な税金が使われていることの意義を、生徒や父母により効果的に伝えるための仕組みづくりが必要

（特に、新システム導入でオンライン申請が可能となると、その認識が薄れることが懸念される。）